

- I. 委託業務の概要
- II. 契約に関する事務手続
- III. 契約変更に関する事務手續
- IV. 経理処理について
- V. 物品費について
- VI. 人件費・謝金について
- VII. 旅費について
- VIII. その他経費について
- IX. 間接経費について
- X. 再委託費・共同実施費について

X I. 検査

- 1. 検査の実施 P. 128
- 2. 検査の種類 P. 128
- 3. 検査の方法 P. 129
- 4. 検査の流れ P. 130
- 5. 検査に必要な書類 P. 132
- 6. 自主点検の実施 P. 133
- 7. ファイリング P. 136
- 8. 経理システムと内部牽制等の確認 P. 137
- 9. 経費発生額と証拠書類の確認 P. 140
- 10. 経費発生調書 P. 141

X II. 委託費の支払

X III. 研究開発資産・知的財産権について

X IV. 成果報告と研究成果の発信

X V. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録

1. 検査の実施

(1) 検査とは

NEDOは、委託契約の適正な履行を確保するために検査を行います。これは、一般的に行われている契約上の履行確認行為であるとともに、NEDOから交付されている研究開発資金等は、国民の税金という貴重な財源から賄われていることから、適正な経費の執行も合わせて要求されているという点に基づくものです。検査の結果、証明が不十分な場合は、計上が認められないことがあります。

(2) 検査における着眼点

検査においては、実施計画等に基づき委託業務等が実施されているかという点は勿論のこと、経費の執行にあたっても次のようなことが遵守されているかを確認します。

① 当該業務に直接必要な経費であるか。
② 契約期間中に発生かつ支払が行われた経費であるか。
③ 当該事業費が、他の資金と混同して使用されていないか。
④ 会計処理が、法令や内部規程等に照らして適正か。
⑤ 経費の使用に際し、経済性や効率性が考慮されているか。

(3) 検査に際して

NEDOの検査員は、次の点に注意して検査を実施します。ご協力の程よろしくお願ひいたします。

- ① 委託先との適正な関係を保持するために、
 - ア. 食事代は、全て検査員の自己負担とします。
 - イ. 贈答品は一切受取りません。
 - ウ. 最寄り駅から事務所までのタクシー等での送迎は辞退いたします。
 - エ. 宿泊が必要な場合、宿泊場所の確保は検査員が行います。
- ② 委託先の就業時間内に検査を終わるよう心がけます。就業時間内に検査が終了できない場合は、相談の上、日を改めて行います。
- ③ NEDOと委託先とは、「研究開発のパートナー」であるという認識のもと、検査時においても真摯な態度を心がけます。
- ④ NEDOの検査においては、原則として、本マニュアルに記載している以外の書類のご提出・提示は、お願いしません。記載のない書類をお願いする場合には、その理由を検査員から説明します。

XI

2. 検査の種類

検査には、「中間検査」、「年度末中間検査」、「確定検査」、「その他の検査」があり、これらの検査を実施する場合には、NEDOから委託先に対して、あらかじめ、検査日時、検査場所、検査員等を通知します。(再委託先等への通知については、委託先から連絡を行ってください。)

(1) 中間検査

委託業務の遂行状況、経理処理状況および資産管理状況について、委託期間中に行う検査です。また、委託先の経理システム、内部牽制(物品購買フロー・コンプライアンスの有無等)、情報セキュリティや個人情報保護に関する規程等の説明を受け、適正な経理処理が担保されているか確認します。

中間検査実施の利点としては、①年度末や確定時に全ての発生経費を確認する必要がなくなって検査負荷が分散できる、②誤った経理処理等の速やかな是正に努められることが挙げられます。

ア. 実施時期	主に10月～2月の間で、NEDOとの協議の上決定(主に研究実施場所で行う実地検査となります。)
イ. 検査対象期間	検査日以前までの経過期間

(2) 年度末中間検査

複数年度契約を締結した場合や、不測の事態等により契約期間の延長措置がとられ、NEDOの会計年度終了日(3月31日)を越える場合、中間実績報告書※を提出していただき、これに基づき当該年度の実績額を把握するために検査を行います。

ア. 実施時期	4月上旬
イ. 検査対象期間	中間検査の検査対象期間を除く当該年度期間

※ 複数年度契約を締結している場合は、毎年3月31日までに、「委託業務中間実績報告書」**書式X I-1**(P. 131)を経費発生調書とともにNEDOに提出してください。

(3) 確定検査

NEDOが委託先から実績報告書を受理した際に行う検査です。実績報告書※に基づき、委託業務の遂行状況、経理処理状況を検査します。この検査で委託費の額を確定し、委託費の精算を行います。

ア. 実施時期	実績報告書提出後速やかに (提出期限は、委託業務の完了日または委託期間の終了日)
イ. 検査対象期間	委託期間全て (ただし、これまでの検査で対象とした期間は原則として除く)

※ 委託先は、委託業務完了の日または委託期間の終了日のいずれか早い日までに経費発生調書とともに、「委託業務実績報告書」**書式X I-1**(P. 131)をNEDOに提出してください。

(4) その他検査

上記以外に、NEDOが必要と認めた場合に行う検査です。約款上、委託期間が終了する日の属するNEDO事業年度の終了日の翌日から起算し、5年間はNEDOが検査を行えることになっています。

中間検査・年度末中間検査において、経理証憑類の作成や整理・保管に関し不備が多く見られたり、研究開発の進捗の遅延や状況報告等が不十分であったりする場合、事業期間中であっても臨時検査を行うことがあります。

3. 検査の方法

XI

検査方法には、「実地検査」と「書面検査」があり、そのいずれかの方法により実施します。主に中間検査では実地検査を、年度末検査および確定検査では書面検査を行います。なお、検査員は原則2名以上で行います。実際の方法については、プロジェクト担当部の指示に従ってください。

(1) 実地検査

NEDOの検査員が委託先の委託業務実施場所に赴き、委託業務の進捗状況、購入物品・機器・設備等の管理・使用状況等を把握しつつ、委託業務の遂行に伴って発生した経費の発生状況について、予め準備していただいた経費発生調書および支出内容を証明する書類をもとに、その確認を行うものです。

実地検査にあたっては、検査会場として会議室等を確保していただくとともに、必要な書類を会議

室にご準備ください。また、当日は経費の内容などについて説明を求めることが多いため、説明が出来る方に必ず同席いただくようお願いいたします。

(2) 書面検査

書面検査には次の2種類があります。

① 対面方式による検査

委託先に指定した日時に、NEDO内の検査会場に必要な書類を持参していただき、対面方式で確認するものです。

② 書面方式による検査

委託先から検査に必要な書類をNEDOに郵送していただき、NEDOにて確認するものです。

4. 検査の流れ

検査は次のような流れで実施します。

1. 事前日程調整



2. NEDOから検査通知を受理

↓ NEDOから検査日・検査員等が電子メール等で通知されます。

(委託先の必要性に応じ、書面により通知することも可能です。)

3. 委託先において検査に必要な書類(証拠書類等)の準備(P. 132)

↓ 契約書関係、帳票類、出勤簿、学内経理関係規程、出張報告書等を準備してください。

4. 自主点検の実施(P. 133)

↓ 受検前に計上経費の事前確認をしてください。

5. 検査

受検時の確認事項

- ①業務実施体制の説明
- ②業務の実施内容とこれまでの実施状況の説明
- ③経理システム、内部牽制、情報管理体制等の確認
- ④経費発生額と証拠書類の確認
- ⑤取得資産等の現物確認(研究現場等の実査)
- ⑥経費発生調書等の記載事項の確認
- ⑦検査結果の講評(検査で判明した修正事項等の確認)



6. 検査結果に基づく適正判定

* 適正と判定された事業については、次回以降から書面方式による検査にするなど、検査の効率化をはかります。

(様式第6)

20 年 月 日

委託業務（実績・中間実績）報告書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住	所
名	称
氏	名

20 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る
年度の業務が完了したので、業務委託契約約款（第13条・第36条・第37条・第38条）の
規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 報告対象期間

20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

2. 研究開発の実績

(注) ①簡潔かつ明瞭に、1枚以内に記入のこと。

(注) ②中間実績報告書と中間年報を同日で届出る場合は「中間年報のとおり」と記載すること。

3. 委託費の使用状況

別紙、経費発生調書のとおり

(注) 別紙として、経費発生調書を添付すること。

契約管理番号 | ○○○○○○○○-○

5. 検査に必要な書類

検査には、約款別表に定める書類をご用意ください。下記に、主な必要書類を挙げます。原則として、原本のご用意をお願いしますが、困難な場合はコピーでも可とします。

(1) 実施計画書部分を含む委託契約書(再委託契約書・共同実施契約書)

上記以外の関連する契約関係書類

(ア) 委託業務(実績・中間実績)報告書(写)

(イ) 契約内容に年度途中で変更があった場合は、委託契約の変更内容が分かるもの(変更届、変更申請書、変更契約書等)

(2) 経費発生調書(受検対象期間分)

以下を含みます。

(ア) 委託先が再委託先・共同実施先に対して検査を行った際の経費発生調書の写、代表委託先が代表委託先以外の委託先に対して検査を行った際の経費発生調書の写

(イ) 国立機関等と再委託・共同実施を行っている場合は、先方から受領した「決算報告書」および「収支決算書」

(3) 月別項目別明細表(国立研究開発法人等は支出簿)

(4) 帳票類(委託先が通常使用している帳票類)

(ア) 購買手続きの際に発生する帳票類(例:仕様書、見積書、選定理由書、発注書、納品書、検収書、請求書、領収書、支払い手続書類、通帳、振込金受領書等)

(イ) 単価・使用量が確認できる書類(光熱水料等や法人内振替を行う場合等)

(ウ) 事業者の経理処理伝票

(5) 委託業務実施に係る契約書

(ア) 売買、購入、請負、リース・レンタル、賃貸、メンテナンス等の契約書

(6) 人件費を計上している場合は以下の書類

(ア) 労務費積算書

(イ) 人件費算定表

(ウ) 就業日が記載されている就業カレンダー・就業規則・給与規程等の規程類

(エ) 委託業務従事日誌(日誌に記載された研究従事時間を挙証できる実験ノートや機器の稼動データ等の提出をお願いすることもあります。)

(オ) エフォート証明書の写(エフォート専従者等がいる場合)

(カ) 出向者については、必要に応じて出向元の給与証明書

(キ) 研究員の出向契約書、補助員の雇用契約書、派遣社員の派遣契約書

(ク) 出勤簿、休暇届簿、タイムカード等(機関として作成している場合)

(ケ) テレワークに関する規程類および当該規程で定める法人内手続きに要する書類(例:申請書、承認書、報告書等)(テレワーク従事者がいる場合)

(コ) 自発的な研究活動等の法人内手続きに要する書類(承認申請書、承認通知書、活動報告書)、40歳未満であることを証明する書類、時間単価適用者は従事日誌(自発的な研究活動等のみ)および従事状況管理表(該当研究者がいる場合)

(7) 自主点検リスト

(8) 検査員がサインした経費発生調書(過年度年度末中間検査・当年度中間検査)

(9) 旅費規程、出張報告書またはそれに代わるもの

(10) 2021 年度以降の新規契約(調査事業は除く)の場合、応募時に提出された「NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」に記載の情報管理体制について確認するため、事業者で整備および保管している「規程類」や「情報取扱者名簿」等のエビデンス(なお、規程類、体制図、情報取扱者名簿等が更新された場合も同様)

(11) その他必要な書類

委員会を開催した場合:委員旅費・謝金規程、議事録、本人受領確認書類

共用設備を合算購入した場合:合算購入調書

バイアウト費用を計上した場合:規程類および当該規程で定める法人内手続きに要する書類

6. 自主点検の実施

スムーズに検査を実施するために、検査の受検前に計上経費の事前確認を行ってください。なお、必須ではありませんが、自主点検リスト**書式 X I - 2**(P. 134)を用いて確認していただくことで誤りを予め修正し、検査時間の短縮を図ることができます。

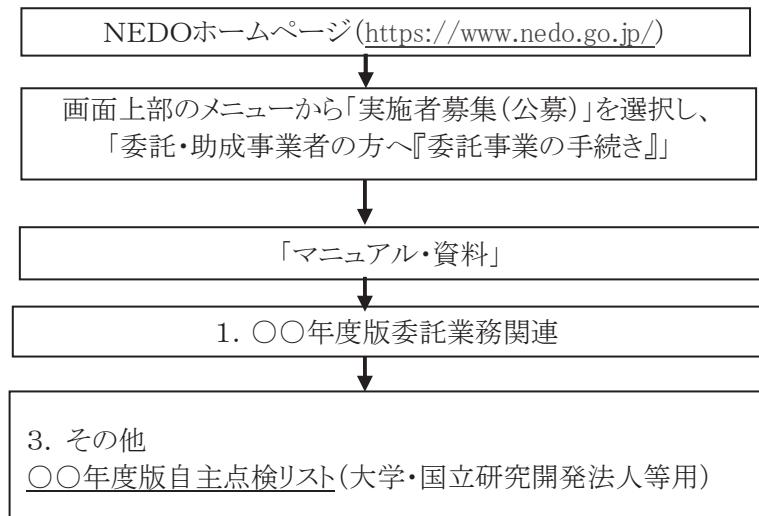
<「自主点検リスト」について>

経理の計上において誤りやすいポイントを整理しておりますので、チェック項目について、登録研究員等、当該事業関係者の方々に事前に周知していただき、ご活用ください。

なお、自主点検リストを用いた確認については、以下の点にご注意ください。

1. 自主点検は経理責任者が行うようにしてください。
2. 委託事業、助成事業それぞれの欄の「●」が付された項目を確認してください。
3. 点検の結果が「○」かどうか判断が難しい場合には「△」とし、事前にプロジェクト担当部に問い合わせるか、検査員に当日確認してください。

※「自主点検リスト」**書式 X I - 2**は、NEDOホームページよりダウンロードできます。記載前に最新版であることを確認してください。



NEDO研究開発事業 自主点検リスト(標準) その1

大学名:
確認者(総理責任者):
契約管理(事業)番号:

事業名:
検査対象期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
※ 助成は、課題設定型産業技術開発費助成事業が対象

対象項目	点検事項	助成託	委託	点検ポイント		事業者申告	NEDO記入欄
				点検	記入欄		
月別項目別明細表	● 個別の計画書類の内容(物品名・旅費件名・金額)を正しく監記、集計しており200万円以上(税込)では契約先名称および法人番号を記載している。なお、事業者は、計上経費の検収または支払いが、決算書類を含めた事業者の経理処理と整合しているか確認している。	●	●				
基本ルール	● 当該事業に直接必要な経費のみを費用計上している。 ● 調達物品等の発注は事業期間内である。 ● 調達物品等の検収などに請求書の受理は事業期間中である。	●	●				
消費税	● (注1) 非課税料、不課税取引(人件費や海外旅費など)の消費税率を加算している。 ● 手形払ではなく、「金融機関による振込」か「現金支払」をしている。(注2)	●	●				
支払方法	● 二者以上の相見積を作成している。または、適切な選定理由書を作成している。	●	●				
一契約200万円(税込)以上の場合	● 資産台帳等によって適正に資産を管理している。 ● 機器・設備に組み込まれ、または付属一体として機能するソフトウェアの開発費は物品費(設備備品費)で計上している。	●	●				
対象	● 合算購入する設備等は、実施計画書にその旨が記載されており、合算購入額書を作成している。	●	●				
合算購入、							
対象	● 取得価額が10万円(税込)未満、または使用可能期間が1年未満のものを計上している。(学内規程に従っている場合は、学内規程どおりの運用どなつている) ● 一般事務用品は、当該事業にのみ使用したことが確認できるものを計上している。 ● 費用計上する研究員は、実施計画書に研究員として登録(記載)している。	●	●				
物品費(消耗品費)	● 当該研究員と正式な雇用関係がある(雇用契約、派遣社員契約、出向契約等)。 ● エフォート事従者とするための手帳をしている。エフォート証明書+人事担当者から研究員への通知	●	●				
個別経費	● エフォート100%のエフォート事従者に当該NEDO事業以外の業務に従事していない。 ● 徒事日誌、従事月額に記載された従事内容は、実施計画書の内容と整合している。 ● 人事費算定表を作成、正しい人件費を計上している。	●	●				
人件費単価							
出向者	● 大学が出向者を受け入れ、出向に係る費用を人件費、謝金に計上する場合、当該者に係る出向経費を出向元法人に支払っている。	●	●				
額の適正性	● 委員謝金は、事業者の委員会規程等に基づき算出している。 ● 実施計画書に委員として登録しており、かつ委員の委嘱手続をしている。	●	●				
委員委嘱	● 登録委員の代理で出席している場合は、委任の手続(委任状)をしている。	●	●				
支払	● 委員旅費および委員謝金は、委員本人に支払っている。	●	●				
補助員の雇用契約	● 給与額、雇用期間が公示された雇用契約や人事上の命令手続をしている。	●	●				
自発的な研究活動等	● 自発的な研究活動等は、2020年度以降の新規契約または交付決定において、当該NEDO事業の推進に資する内容どなつている。また、自発的な研究活動等を行う若手研究者は、40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)であり、エフォートは当該NEDO事業の20%以内である。	●	●				

注1:助成事業の消費税の取扱いは、プロジェクトによって異なるためプロジェクト担当部の指示に従ってください。
注2:「ファクタリング」、「相殺決済(ネットティング)」という決済方法の利用も一定の条件を満たせば可能です。

<参考例>

大学・国立研究開発法人等用

NEDO研究開発事業 自主点検リスト(標準) その2

対象項目	点検事項	点検ポイント	NEDO記入欄
旅費	出張の適正性 額の適正性 支払	● ● 出張報告書を作成している。 ● ● 計上額は、事業者の旅費規程に基づき算出している。 ● ● 計上額は、出張者本人に支払っている。	事業者 申告
その他(外注費)	仕様書	● ● 仕様書に基づき見積依頼、発注をしている。	
その他(光熱水料)	対象	● ● 事務所スペースや共有スペースの光熱水料を計上していない。	
その他(通信運搬費)	適正性	● ● 通信先および通言した内容が、当該NEDO業務に直接係るものであることが特定できる証拠書類を用意している。	
その他(借料)	計上方法	● ● リース、レンタル料は、経過日分を計上している。	
経費	会議の適正性	● ● 当事者だけによる会議(委託先・助成事業者、再委託先等、分室、分担当の登録研究員のみによる会議)に要した費用は計上していない。	
その他(会議費)	議事録の有無	● ● 出席者が明示された会議の議事録を作成している。	
その他(保守・修理費)	対象	● ● 保守費または修理費が認められる条件を満たしている。	
その他(ハイアウトに係る経費)	基本ルール	● ● 規程を整備するなどハイアウト制度に関する仕組みを構築している。	
額の適正性		● ● ハイアウト経費と、ハイアウトにより拡充したエフォートに対する人件費を重複計上していない。	
再委託費・共同実施費	再委託契約、共同実施契約	● ● 再委託先等との契約締結日および実施期間は、NEDOとの契約の期間内に設定している。	
(委託費・共同研究費)		● ● 実施計画等は、NEDOとの委託契約(または交付決定)の実施内容と整合している。	
		● ● 委託費等の重複受給はない。	
研究活動の不正行為への対応	不正行為の未然防止	● ● 組織しての責任体制の確立による管理責任の明確化や、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育の実施、研究の公正性を維持する仕組みの構築と運用の実効性の向上など、不正行為を未然に防止するための取組を常識体制を整備して推進している。(注3)	

注3:研究倫理教育は、組織内研修、専門サイトによる研修や、配分機関が配布する不正予防教科などによる教育を指します。

*記入要領

- (1)作成日、大学名、確認者名(経理責任者)、契約管理(事業)番号、事業名、検査対象期間に「検査計上されたが検査項目についてのみ点検してください。」
- (2)結果欄は以下のよう記載してください。(検査対象期間に「検査計上されたが検査項目についてのみ点検してください。」

- ・点検済の項目には「○」と記入。
- ・当該検査の対象となる項目には「-」と記入。
- ・判断が難しい場合に「△」と記入。

2021-4改定

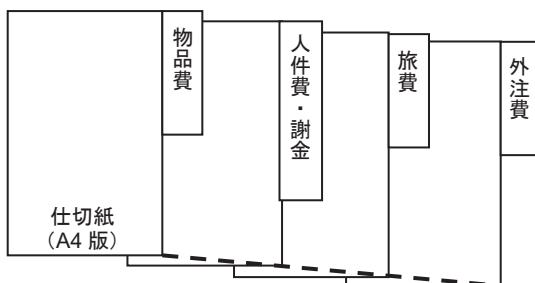
7. ファイリング

委託先における経費発生状況の管理、およびNEDOによる中間検査や確定検査を効率よく実施するため、証拠書類は以下を参考に整理してください。

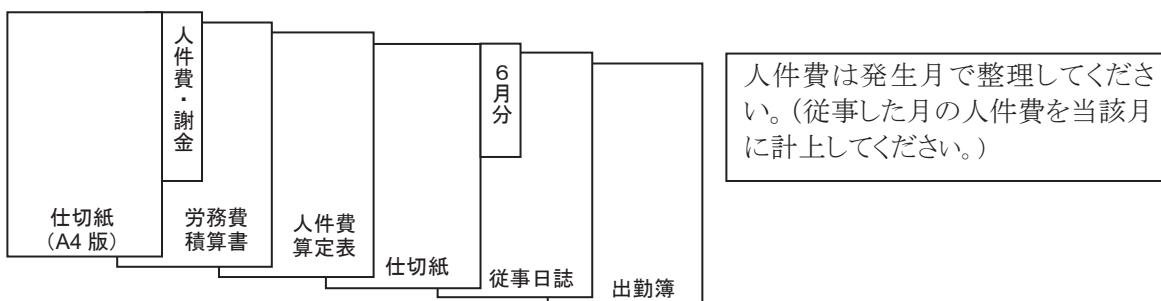
中間および確定検査時には、原則として原本のご用意をお願いしますが、困難な場合はコピーでも可とします。検査時は書類にマーカーで記入して確認します。確定検査後しばらく書類をお借りする場合もあります。

証拠書類の原紙(コピー)は、管理期間(委託事業終了後5年間)の間、貴機関にて保管してください。

- (1) 委託事業に要する経費の内訳を明確にするため、経費の細目ごとに物品費(設備備品費、消耗品費)、謝金、旅費、その他(外注費等)については月別項目別明細表を、人件費については労務費積算書を作成し、四半期毎の各経費の合計を経費発生調書に計上してください。

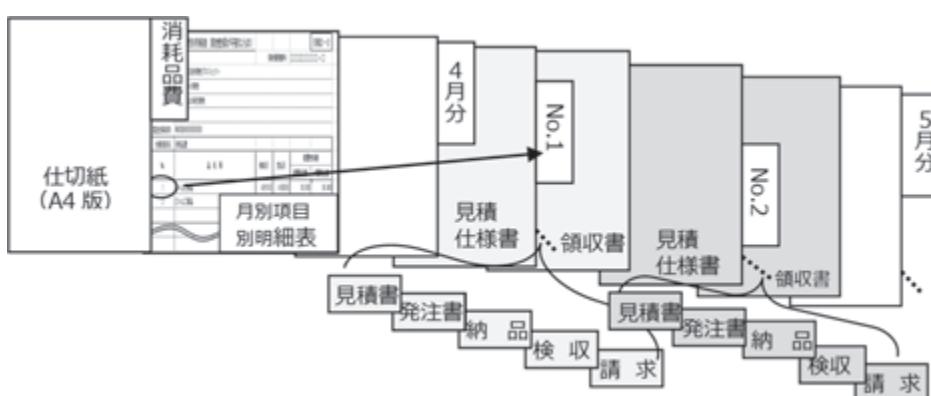


- (2) 人件費は、以下の順に整理してください。(時系列的に見て早い順に上から綴じてください。)



- (3) 人件費・謝金以外の経費は、「見積仕様書、見積書、発注書、納品書、検収書、請求書、領収書」の原紙(またはコピー)を順に整理してください。(時系列的に見て早い順に上から綴じてください。) A4版でファイリングし、当該資料がA4用紙よりも小さい場合はA4用紙に貼り付けてファイルしてください。

…以下は物品費(消耗品費)での事例(他も同様に整理してください。)



人件費以外の各経費細目は、支払ベースか検収ベースのいずれかで月ごとに整理してください。ただし、一度選択した計上基準は年度途中で変更できません。

8. 経理システムと内部牽制等の確認

検査時に、物品購買に係る発注から支払までの一連の経理的な手続きの流れ(物品購買フロー)や経理システムについてご説明いただきます。購買に関する手続きや経理システムは委託先ごとに異なりますが、基本的には、定められたルールに則って委託事業に係る経費の執行が行われていることが確認できれば、原則として、適切な処理がなされていると判断します。

また、こうした経理処理において不適切もしくは不正行為が起こりにくいかどうかという観点から、経理システムに内部牽制機能があるかどうか(例えば、契約手続き等の担当部署(担当者)と支払手続きの担当部署(担当者)が明確に区分されているか等)を確認します。

(1) 物品購買フローの確認について

以下について確認します。

(ア) 物品購買手続きに係るフローが整備されていること。

(イ) 当該フローにおいて複数部門(複数担当者)が事務処理に関与しており、内部牽制が働いていること。

(ウ) 当該フローどおりに事務処理がなされていること。

ご説明いただく物品購買フロー図の例を次頁に示します。フロー図は、事業者のマニュアルに収められている図等、既存書類のコピーをご提出いただければ結構です。当該フロー図の説明において、以下の内容を明らかにしてください。

① 物品購買においての手順

② 各手順に係る意思決定の所在(部署等)

③ 各手順において取り交わされる「文書等」

④ 「文書等」の区分: (A) 文書、(B) 電子情報(文書として存在しない)

(2) コンプライアンス等の有無の確認について

コンプライアンスとは、法令、社内・学内規則や道徳・倫理を含めた社会規範の遵守を意味します。近年、倫理主体としてそのような規範遵守を徹底するための具体的な対策「コンプライアンスプログラム」を構築している企業等が多くなっています。

コンプライアンスプログラムは、倫理綱領を中心に倫理委員会、倫理訓練プログラム、倫理監査等から構成されるもので、当該事業者における規範の遵守を徹底するための体制といえます。

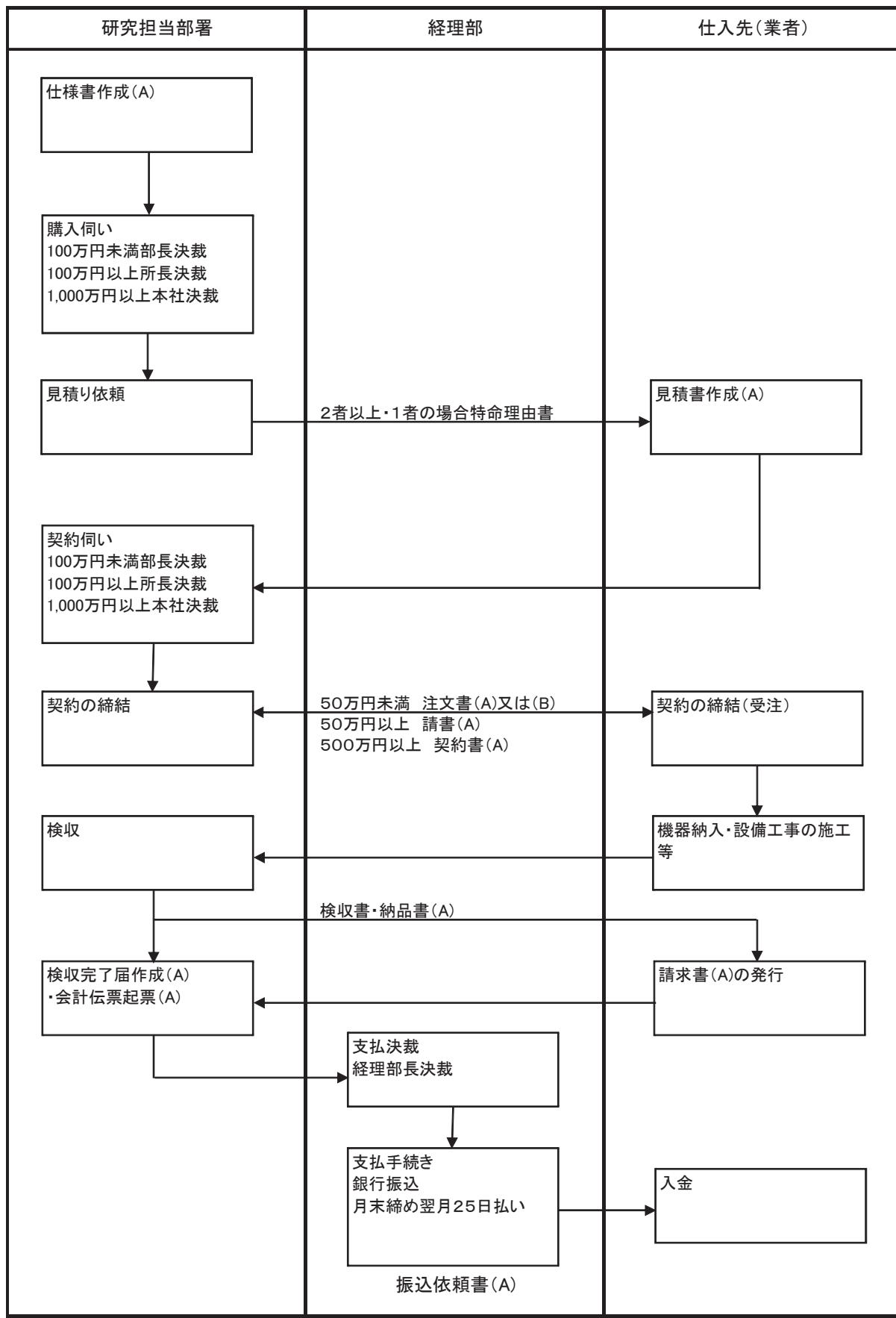
NEDOでは、委託費等を法令・学内規程等に即して、適正に執行するという意識が高いかどうかという観点から、検査時にコンプライアンスに関する体制の整備状況について確認させていただきます。「コンプライアンス」という名称で整備されていない場合でも、「行動憲章」や「倫理規程」等、事業者の責務として法令や社会規範等の遵守を明文化しているものがあり、その中で経理処理等について適正に行う旨の記載があればその内容を紹介ください。

また、研究データ等のねつ造、改ざん、盗用といった研究上の不正行為を防止する取り組み、研究倫理規程等の整備状況についてもお尋ねしますので、ご説明ください。

以上のように「物品購買フロー」が整備され、このフローどおりに処理が行われ、内部牽制も適切に図かれていること、およびコンプライアンス規程等が制定されており、経理処理等について記載されていることが中間検査で確認できた場合には、検査項目の軽減を図る一助とします。

さらに、プロジェクト管理の一環として、情報セキュリティや個人情報保護に関する規程等も確認します。

物品購買フロー図の例



注) (A)は文書、(B)は電子情報(文書として存在しない)

NEDOでは経済産業省の「研究活動の不正行為への対応に関する指針」に基づき、各研究機関における研究不正行為の未然防止の措置をお願いしております。ここでの未然防止とは研究の行動規範の整備、研究倫理教育の実施、研究特性に応じた研究データの保存期間等の設定等を示します。

措置状況の確認は、自主点検リストの「研究活動の不正行為への対応」欄へのチェックや各種検査時のヒアリング等を通して適宜行わせていただきます。

(3)情報セキュリティや個人情報保護に関する規程等の確認について

情報化の進展、情報機器の高性能化に伴い、情報資産に対する脅威は日々増加しています。悪意はなくともセキュリティ意識が未熟な従業員等による情報流出リスクや、万一流出した場合の損害が多大となるケースもあり、危険を未然に防ぐためにも情報セキュリティの規程等を設け適切に運用することが重要となります。委託事業が停滞せず支障なく遂行されるためにも、事業者が適切な体制を整備しているか確認します。特に、個人情報が流出すると、事業者が受ける損害以外に、個々人の権利やプライバシーが侵害され基本的人権の保障が害されることになります。このため、個人情報保護に関する規程を設けてこの中で個人情報保護の方法や安全管理に係る基本方針を整備し、個人情報の取り扱いについて適切な管理体制を定めておくことが肝要となります。

また、2021年度以降の新規契約(ただし、調査事業は提案時に確認済のため除く)については、応募時に提出された「NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(以下「確認票」という。)」**書式X I-5**(P. 146)により、契約締結時までに情報管理体制が整備されることを確認した上で契約を締結しています。契約締結後概ね3ヶ月を目途に、NEDOが経理指導や検査等により委託先を訪問した際に、整備および保管されている「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」**書式X I-5**(P. 146)等のエビデンスを提示してください。NEDOは、情報管理体制等の整備状況を確認票に沿って確認するとともに、整備が不十分であった場合には、適切なものとなるよう指示します。また、確認した旨を確認票にチェックした上で、確認日および確認者のサインを記入します。なお、確認日以降に規程類、体制図、情報取扱者名簿が更新された場合は、検査等の委託先訪問時に更新された内容が適切であるか、確認票に沿って再度確認します。

9. 経費発生額と証拠書類の確認

「当該研究に直接必要であったか」ということに着目し、経費に係る証拠書類(仕様書、見積書、納品書、請求書等)を確認します。経費毎の主な確認事項は、次のとおりです。

①人件費

- ・実施計画書に記載された研究員の人事費が計上されているか。
- ・雇用契約書等が研究員との間で締結されており、賃金や勤務条件等の雇用関係等が確認できるか。
- ・従事した内容は実施計画書の研究内容と整合しているか。
- ・当該研究での従事時間のみを申告する研究員の場合には、従事時間を適正に管理しているか。また当該従事時間が出勤簿等といった別の証拠書類と整合しているか。
- ・当該研究に専従すると登録した研究員が、当該研究以外の業務に従事していないか。
- ・テレワークにより従事している場合、法人内規程等に定める申請・承認手続き等が適切に行われているか。また、テレワーク日の従事状況を従事日誌等で確認できるか。
- ・自発的な研究活動等を行う研究者のエフォートが、承認時のエフォートや上限の20%を超えていないことを、活動報告書や従事状況管理表で確認できるか。

②物品費

- ・当該研究に直接的に使用した機械装置・消耗品のみの計上となっており、必要のない物品が購入されていないか。
- ・研究期間末もしくは年度末において、不自然に大量の消耗品類が購入されていないか。
- ・机・椅子・コピー機など研究機関等で通常備えるべき汎用備品類が購入されていないか。
- ・汎用的な消耗品であれば、当該研究で使用したことが特定可能なものとなっているか。
- ・購入した機械装置は当該研究における登録研究員が使用可能な場所に設置されているか。
- ・消耗品の検収は、規程等に基づき適切な者(研究室以外の第三者等)が行っているか。
- ・一括して購入した消耗品を、当該研究で使用し経費として計上する場合、適切に管理されているか。さらにその在庫管理および残高確認は適切に行われているか。
- ・高額な機械装置の購入を特命で契約している場合、選定理由書が適切なものとなっているか。(業者の選定理由が妥当なものとなっているか)
- ・共用設備を合算購入する場合、合算購入調書に示す負担割合は適切なものとなっているか。

③光熱水料

- ・規程等に基づき計上しているものについては、その計算根拠が適正なものとなっているか。

④旅費

- ・旅費規程に基づき、適正に旅費が算出されているか。
- ・「登録研究員」もしくは「登録研究員に随行する補助員」以外の者の旅費が計上されていないか。(補助員が実施計画書等に登録された研究実施場所間(国内に限る)を移動するための旅費の計上は可)
- ・出張の目的が当該研究の内容に合致しているか。
- ・出張報告書がきちんと作成されているか。
- ・同一の行程で当該研究とそれ以外の業務を行うような場合、当該研究分の費用のみが旅費として計上されているか。

⑤謝金

- ・委託先等の謝金規程に基づき、適正に謝金の額が算出されているか。
- ・支払い対象者に対し、直接支払われているか。

⑥外注費

- ・仕様が明らかとなっていると共に、外注契約書等が適切に取り交わされているか。

⑦間接経費

- ・間接経费率が事業者の種別等に応じて設定されている率を上限とする値となっているか。また、大学・国立研究開発法人等に加算された間接経費分について、研究者等に配分があったか。

10. 経費発生調書

委託業務で発生した直接経費を、四半期単位で業務委託費積算基準の中項目ごとに分類・積算したうえで、間接経費を加えた年間の経費発生額を計算したものが経費発生調書です。

経費発生調書作成時のポイントを以下に示します。

【大学等】

- ① 委託業務で発生する人件費以外の直接経費は、業務委託費積算基準の中項目または小項目の件名毎に分類し、月単位で「月別項目別明細表」(書式X I-3 P. 142)へ計上し、四半期毎の合計を「経費発生調書」に転記します。
- ② 人件費については、従事日誌のデータに基づいて人件費算定表を作成のうえ、「労務費積算書」(書式VI-7 P. 101)で各月の従事時間・費用を計上し、四半期毎の合計を「経費発生調書」に転記します。

【国立研究開発法人等】

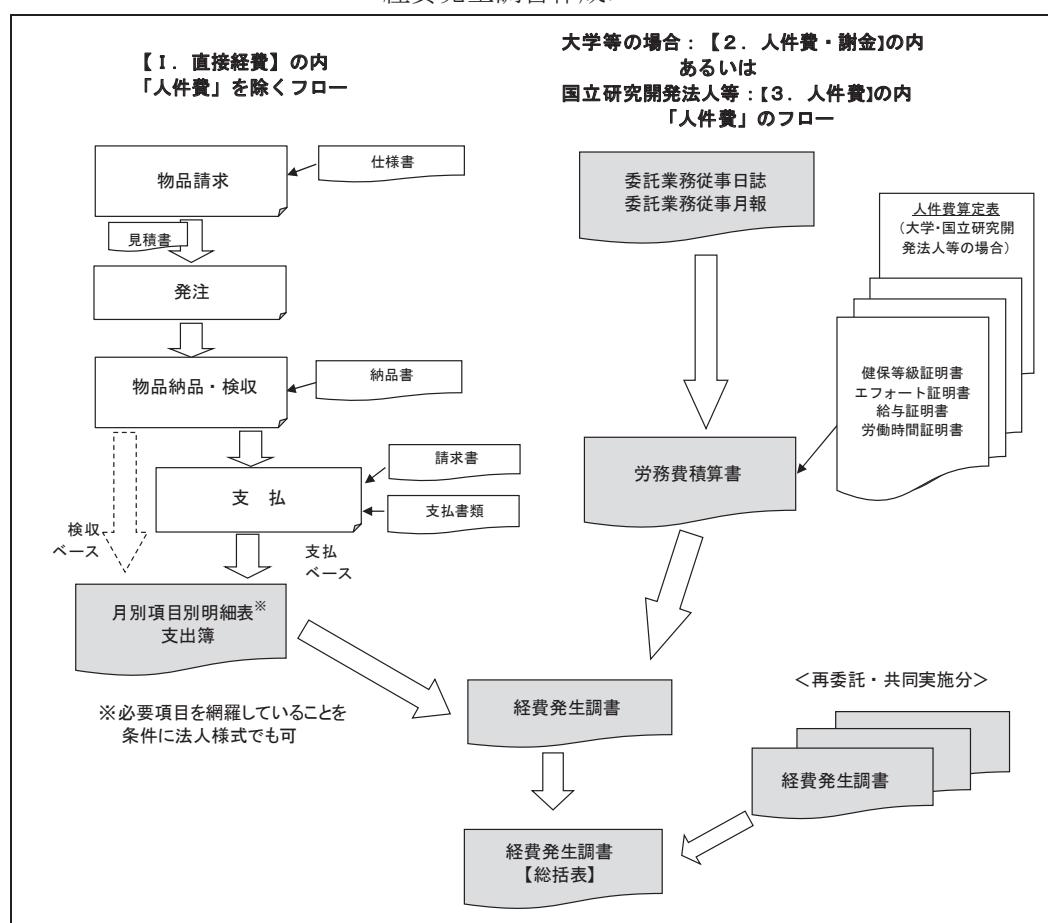
- ① 委託業務で発生する人件費以外の直接経費は、業務委託費積算基準の中項目毎に分類し、「支出簿」(書式X I-4 P. 143)に計上し、月毎に小計を求めた上、四半期毎の合計を「経費発生調書」に転記します。
- ② 人件費については、従事日誌等のデータに基づいて人件費算定表を作成のうえ、「労務費積算書」(書式VI-7 P. 101)で各月の従事時間・費用を計上し、四半期毎の合計を「経費発生調書」に転記します。

【共通】

- ① 経費発生調書は、委託先毎に作成します。委託先が再委託先・共同実施先を有する場合は、再委託先・共同実施先が作成した経費発生調書と、委託先自身の経費発生調書をもとに、経費発生調書【総括表】を作成し、委託費の総額をとりまとめます。

月別項目別明細表、支出簿、労務費積算書、経費発生調書の記載方法の詳細は、別冊の「NEDO委託業務 経費計上の手引き」を参照してください。

経費発生調書作成フロー



月別項目別明細表

別紙2-1-1

(支払ベースで計上する例：10月20日の中間検査時点)

20〇〇年度 月別項目別明細表(大学用)

契約管理番号: □□□□□□□□□□-□

件名: ○○の基礎研究開発事業
 ○○の研究開発
 ○○の技術研究

再委託等項目:

委託先等名称:

中項目または小項目

200万円以上(税込)
は記載してください

対象項目名		旅費	契約先 名称	法 人 番 号	検 収 日	精 算 日 (支 払 日)	支 払 金 額	
No.	件名、出張日(期間)、出張者、目的地						消 費 税 抜 額	消 費 税 込 額
		4月計						
1	件名: 第〇回○○○○○学会に参加、 出張期間: ○年4月 26~28日、 出張者: ○○○○、目的地: ○○市				4/30	5/10		119,880
2	○○○○○に関する調査、○年6月 9~ 10日、○○○○、○○○○市及び□□市				6/11	6/25		132,840
		6月計						132,840
		第1四半期計						252,720
3	外国出張: ○○○○国際学会に参加、○ 年6月 20~28日、△△△△、○○国○ ○○				6/30	7/10	1,000,000	1,100,000
		7月計						1,100,000
		8月計						0
4	○○○に関する研究打合せ、○年8月 30 日、☆☆☆☆、○○市				8/30	9/1		2,160
5	第〇回○○○○委員会へ出席、○年9月 1日、☆☆☆☆、○○○○区				9/1	9/1		800
6	○○○○○に関する調査、○年9月 9~ 10日、□△○○、○○○○町				9/11	9/11		58,320
		9月計						61,280
		第2四半期計						1,161,280

このNo.をもとに、対象となる帳票類との対応付けをしてください。
帳票類は検査時にすぐに参照できるよう、整理・取り纏めの上ファイルに綴じ込んでください。

大学等の場合、「消費税抜額」欄の記載は不要です。ただし、不課税取引に関しては、取引額を「消費税抜額」の欄に記載し、「消費税込額」へは消費税相当額を考慮した金額を記載します。

【経費発生調書】の第2四半期実績欄の“旅費”へ転記することになります。
大学等は、内税方式のため「消費税込額」欄の金額を転記します。

【作成上の注意点】

- 各経費の計上は「検収日」または「支払日」のいずれかを選択して計上基準を統一してください。
ただし、一度選択した計上基準は年度途中において変更することはできません。
- 様式に定めた項目を変更しない限り、必要に応じて列を追加してかまいません。
- 複数の物品を購入した場合、請求書等に各物品が明記されており明細が明確であれば、○○一式という形での計上が可能です。

別紙2-1-2

20 年度

件名:
契約整理番号: ○○○○○○○○-○
委託先等名称:

支出簿(国立研究開発法人等用)

整理番号	1.備品費 関連番号	契約日	件名	債主名	法人番号	契約総額	発生日	支出日	支出額	消費税	税抜額	四半期毎集計	
												四半期毎集計	四半期毎集計
			小計						0	0	0	0	0
整理番号	2.消耗品費 関連番号	契約日	件名	債主名	法人番号	契約総額	発生日	支出日	支出額	消費税	税抜額	四半期毎集計	四半期毎集計
			小計						0	0	0	0	0
整理番号	3.人件費 関連番号	契約日	件名	債主名	法人番号	契約総額	発生日	支出日	支出額	消費税	税抜額	四半期毎集計	四半期毎集計
			小計						0	0	0	0	0
整理番号	4.光熱水費 関連番号	契約日	件名	債主名	法人番号	契約総額	発生日	支出日	支出額	消費税	税抜額	四半期毎集計	四半期毎集計
			小計						0	0	0	0	0
整理番号	5.旅費(外国旅費) 関連番号	契約日	件名	債主名	法人番号	契約総額	発生日	支出日	支出額	消費税	税抜額	四半期毎集計	四半期毎集計
			小計						0	0	0	0	0
整理番号	5.旅費(国内旅費) 関連番号	契約日	件名	債主名	法人番号	契約総額	発生日	支出日	支出額	消費税	税抜額	四半期毎集計	四半期毎集計
			小計						0	0	0	0	0
整理番号	6.その他 関連番号	契約日	件名	債主名	法人番号	契約総額	発生日	支出日	支出額	消費税	税抜額	四半期毎集計	四半期毎集計
			小計						0	0	0	0	0
			合計						0	0	0	0	0

X

<参考例>

NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(研究・実証事業用)				
		作成日	2021.4.1	
事業者・代表者	●●株式会社 代表取締役社長 ●● ●●	法人番号	2020005008480	
件名	●●●●の研究開発(大項目)/●●●●の研究開発(中項目)/●●●●の研究開発(小項目)			
本確認票の記入方法	各確認事項に対して事業者が該当する回答欄に「●」を記入し、「対応するエビデンス」には以下を記入して下さい。なお、「契約締結時に該当」とは、提案時点では未対応であるが採択決定後のNEDOとの契約締結時点までに對応する場合です。 「該当」又は「契約締結時に該当」を選択した場合：エビデンスとなる書類の名称を記入して下さい。 「対象外」を選択した場合：記入不要です。			
No	項目	確認事項	該当 契約 締結 時に 該当	回答欄
				確認欄
				NEDO 記入
I. 過去の契約解除実績				
1	実績	過去3年以内に情報管理の不備を理由にNEDOから契約を解除されたことはない。	●	□
II. 組織的対策				
2	規程	情報管理に関する規程類を整備している。	●	□
3		情報取扱者以外の者が、機微情報を知り、職務上提供を求めてはならない旨を定めている(システム上のアクセス制限等を含む)。	●	□
4		NEDOが個別に承認した場合を除き、親会社、地域統括会社等の事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の事業者以外の者に対して、機微情報を伝達又は漏えいしてはならない旨を定めている。	●	□
N E D O 事 業 大 の 情 情 報 管 理	5 6 7	機微情報の漏えいなどによる情報セキュリティ上の問題が発生した場合、その対応方法や連絡体制、情報漏えいした際の処分等に関するルールを定めている。 再委託先等がある場合、再委託先等に対して自社と同様の機微情報の情報管理制度を求めている。 【定義】 「機微情報」とは、NEDO委託業務を通じて取得又は知り得た保護すべき技術情報を指す。 「情報取扱者」とは、NEDO委託業務を通じて取得又は知り得た保護すべき技術情報を指す。	● ● ●	□ □ □
[注意事項] * 提案時に全項目(「対象外を除く」「該当」または「契約締結時に該当」)を選択することで、応募要件を満たします。また、採択決定後の契約締結時には全項目(対象外を除く)が「該当」として、情報管理体制等を整備する必要があります。 * 提案時の「対応するエビデンス」は、NEDOが求めた場合を除き、提出不要です。ただし、契約締結後概ね3ヶ月を目途に、NEDOが訪問時に当該エビデンスを確認します。なお、チェック後の本確認票とともに各種エビデンスの保管をお願いします。				
[NEDO訪問時の記入欄]				
確認日	年 月 日	確認者		

NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

